

2010年3月19日

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会<第4回>資料

相澤英孝

【基本認識】 知的財産権、特に、特許権は、技術開発の成果としての発明を保護するためのものであり、人材（弁理士、審査官、企業の特許担当者等）を含めた特許制度は、イノベーションのためのインフラである。特許出願数は、イノベーションの進展状況を示すばかりでなく、制度のインフラとしての規模を表すものであり、極めて重要である。競争力を強化している中国も、特許出願数を急激に、増加させていることにも、留意すべきである。

日本国の公開された特許出願は、とりわけ、中小企業にとって、重要な技術情報源として重要である。日本語の特許出願は、外国語の特許出願にくらべて、日本の通常の技術者にとって、利用しやすい情報であることを忘れてはならない。

【目標】 特許制度の基盤が損なわれてきているので、その基盤ともいえるべき特許出願数の増加を目標とすべきである。

各国特許庁との協調は、中国などの発展途上国に、重要な制度インフラである特許制度を依存する事態となることのないように、日本の特許庁を中心とした協調を考えなければならない。その目標として、日本国特許権が外国（審査制度の整っていない発展途上国）で認められる国数を目標とすべきである。

大学及び中小企業を含めた企業が、適切な発明の保護を受けることができるように、補正、分割出願、いわゆる記載要件、いわゆるサポート要件を緩和し、特許出願数が増加することを目標とすべきである。

補正、分割出願、いわゆる記載要件、いわゆるサポート要件を緩和するだけでなく、特許無効の抗弁（特許法第104条の3）を廃止するとともに、侵害態様を明らかにするための開示制度の拡大、秘密保持命令の整備などがなされるべきである。これにより、特許侵害訴訟が増大するものと期待されるので、特許侵害訴訟の提起件数も目標とすることができる。